

平成28年度
「食の安全安心の確保に関する
基本的な計画(第3期)」に基づく
施策の実施状況の概要

平成29年9月

I みやぎ食の安全安心推進体制整備の経緯

H15.3

・みやぎ食の安全安心基本方針策定

H15.9

・みやぎ食の安全安心アクションプラン

H16.4

・みやぎ食の安全安心推進条例施行

H18.3

・食の安全安心の確保に関する基本的な計画

H23.3

・食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)

H28.3

・食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)

みやぎ食の安全安心推進条例第14条により、本県の「食の安全安心の確保に関して講じた施策」について、実施状況を取りまとめ、毎年度、議会報告及び公表を行い、食の安全安心を推進する。

議会報告については平成19年度から開始。

今回が、11回目の報告となる。

Ⅱ 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）の概要

○ 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

○ 計画の目的

みやぎ食の安全安心推進条例（以下、「条例」という。）第1条に規定する「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

○ 計画の位置付け

計画は、条例第6条第1項の規定に基づき、条例第3章に定める食の安全安心の確保に関する施策について、具体的な取組を推進するための計画。

○ 施策の大綱

1 安全で安心できる食品の供給の確保

主に、行政が生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策。

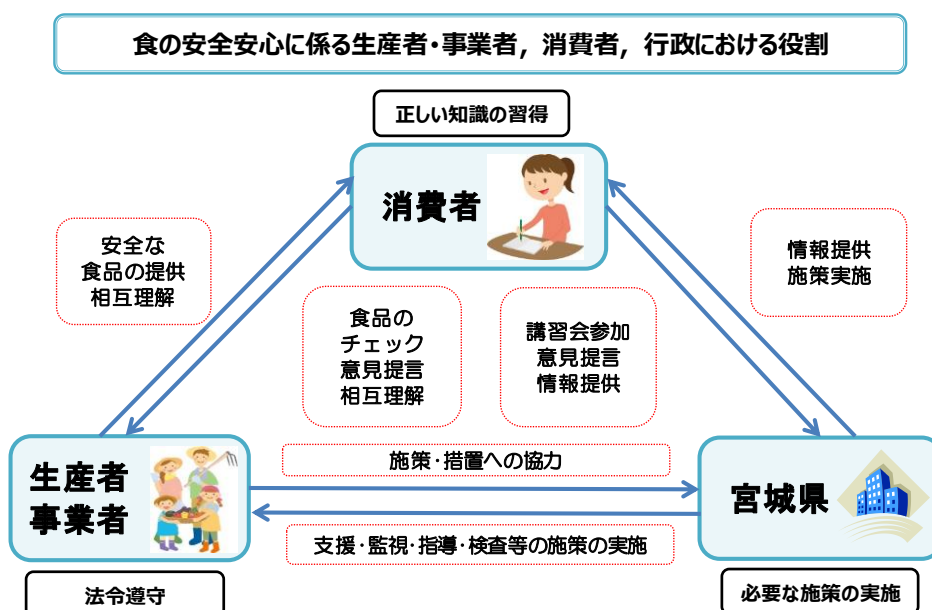
特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、「安全」をキーワードとしている。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼しながら、食の安全安心を作り上げていく施策。安心して食品を選択するためには、生産者・事業者等と消費者との信頼性の構築が必要なことから、「安心」をキーワードとしている。

3 食の安全安心を支える体制の整備

1と2の施策をサポートし、推進していく施策。県、生産者・事業者及び関係者等が連携し、総合的に推進していくことが必要なことから、「協働」をキーワードとしている。



食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）施策体系



Ⅲ 食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況の概要

1 安全で安心できる食品の供給の確保・・・【安全】に関する施策

(1)生産及び供給体制の確立

P2

イ 生産者の取組への支援（施策 1～4）

- ①環境保全型農業に関する研修会の開催や「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」のPR等により、環境保全型農業の取組を推進した。
- ②農業生産工程管理(GAP)の導入推進に向けて、GAP研修会を開催した。
- ③農薬危害防止運動を実施し、農薬危害防止研修会等を開催した。
- ④耳標の装着徹底等、牛トレーサビリティシステムを推進した。

ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援（施策 5～7）

- ⑤カドミウム基準値超過米発生抑制のため、水稻栽培水管理ごよみを配付し、湛水管理の徹底を指導した。
- ⑥高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の発生予防及びまん延防止に努めた。
- ⑦宮城県漁業協同組合と連携し、貝毒・生かきノロウイルス対策を推進した。

ハ 事業者に対する支援（施策 8～9）

- ⑧HACCP講習会を開催するとともに、水産事業者にHACCP導入の意向調査を実施した。
- ⑨食材王国みやぎ地産地消推進店制度により、県産食材の産地をメニュー等に表示する取組を推進した。

ニ 震災等からの復興に向けた支援（施策 10～12）

- ⑩農産物の放射性物質濃度を把握し、必要な営農対策を行った。
- ⑪共同作業所など水産関連の施設復旧整備を支援した。
- ⑫原木しいたけ(露地栽培)の出荷制限解除に向けて、原木等の確保、生産資機材の購入等を支援するとともに生産工程管理の研修会を開催した。

イ 生産段階における安全性の確保（施策 13～16）

- ⑬農薬販売者，農薬使用者を対象に農薬保管等に関する立入検査を実施した。魚類養殖業者に水産用医薬品の適正指導や養殖管理の巡回指導を行った。
- ⑭家畜用・養殖用飼料製造工場，肥料生産業者への立入検査及び肥飼料の収去・分析を行った。
- ⑮動物用医薬品販売業者の立入検査及び適正使用に関する指導を行った。
- ⑯高病原性鳥インフルエンザ予防のため，養鶏農場に対してモニタリング検査等を実施した。

ロ 流通・販売段階における安全性の確保（施策 17～20）

- ⑰食品営業施設等に対して，監視指導及び規格基準検査を実施した。
- ⑱食品の規格基準及び食品中に残留する農薬，添加物等の検査を実施した。
- ⑲かき処理場等の監視指導，収去検査を実施した。また，BSEの検査対象牛を見直した。
- ⑳東北農政局と連携しながら，米トレーサビリティ法に基づく立入検査を行った。

ハ 食品表示の適正化の推進（施策 21～23）

- ㉑食の110番，食品表示110番を設置し，相談及び監視指導等を行った。また，輸入生かき偽装防止特別監視員による監視指導を実施した。
- ㉒食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査を実施し，必要な指導を行った。
- ㉓食品表示に関する研修会等を開催し，普及啓発を行った。

ニ 食品の放射性物質検査の継続（施策 24～26）

- ㉔県産農林水産畜産物の放射性物質検査を実施し，結果をホームページ等で公表した。
- ㉕県内に流通する食品の放射性物質検査を実施し，結果をホームページ等で公表した。
- ㉖学校給食等の放射性物質検査を実施し，結果をホームページ等で公表した。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立…【 安心 】に関する施策

(1)情報共有及び相互理解の促進

P25

イ 情報の収集、分析及び公開（施策 27～28）

- ②⑦みやぎ食の安全安心消費者モニター（以下「消費者モニター」という。）にアンケートを実施し、県民の意向把握に努めた。また、「食材王国みやぎ」ウェブサイトにおいて、食に関する情報提供を行った。
- ②⑧食品衛生監視指導結果、食品の安全に係る情報等を随時適切に公表した。

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進（施策 29～31）

- ②⑨食品工場見学会や生産者との交流会を開催し、生産者・事業者と消費者の相互理解を深めた。また、地域の食と農の相談窓口を設置するとともに、学校給食への県産野菜の利用拡大に取り組んだ。
- ③⑩食材王国みやぎ「伝え人」の活動促進、地産地消お弁当コンテストの開催及び水産物の消費拡大に取り組んだ。
- ③⑪「宮城県食育推進プラン」に基づき、みやぎ食育コーディネーターの活動等を支援した。

ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進（施策 32～34）

- ③⑫放射性物質測定結果の情報提供、セミナーの開催、風評被害払しょくのための県産品の広報・PRを実施した。
- ③⑬市町村等が実施する水道水中の放射性物質測定結果を取りまとめ、放射能情報サイトみやぎ等で公表した。
- ③⑭市町村が実施する自家消費農産物等の放射性物質測定結果を取りまとめ、放射能情報サイトみやぎで公表した。

(2)県民参加

P32

イ 県民総参加運動の展開（施策 35～37）

- ③⑮消費者モニターの募集、アンケート及び研修会等を実施した。
- ③⑯みやぎ食の安全安心取組宣言の広報、募集及びウェブサイトの運営を行った。
- ③⑰食の安全安心セミナー、地方懇談会、出前講座等を実施した。

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映（施策 38～39）

- ③⑱消費者モニターアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議等により、食の安全安心に関する県民の意見を把握した。
- ③⑲食の110番、食品表示110番を設置し、食の安全安心に関する相談等に対応した。

3 食の安全安心を支える体制の整備…【 協働 】に関する施策

(1)体制整備及び関係機関等との連携強化

P37

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進(施策 40)

④⑩食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部会議を開催し、議会への報告及び県民への公表を行った。また、BSEの検査対象の見直しを行った。

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等(個別のマニュアルを含む)による迅速な対応(施策 41)

④⑪食の危機管理対応チーム会議を開催し、食の危害要因に係る情報の共有を図った。

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実(施策 42)

④⑫震災後に変化した麻ひ性貝毒発生機構の解明に資する研究を行った。また、ヒスタミンによる食中毒の原因究明等に取り組んだ。

ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実(施策 43)

④⑬農地土壌の定点調査及び牧草の放射性物質検査を実施した。また、安全安心な林産物を供給するための試験研究に取り組んだ。

ホ 国、都道府県、市町村、関係団体との連携(施策 44)

④⑭国、都道府県、市町村、関係団体等の連携・協働により、施策の推進に努めるとともに、食中毒事件、違反食品及び被疑情報に対処した。

(2) みやぎ食の安全安心推進会議(施策 45)

P40

④⑮みやぎ食の安全安心推進会議を開催し、施策の実施状況について評価を行ったほか、食の安全安心に関する情報及び意見の交換を行った。

Ⅳ 平成28年度における主な数値目標実績

項 目	基準値 H26	実績 H28	目標値 H32
環境保全型農業取組面積	26,700ha	24,992 ha	30,000ha
GAP導入団体数	43 団体	45 団体(H27)	80 団体
耳標の装着率	100%	100%	100%
貝毒プランクトン観測定点調査実施率	100%	100%	100%
HACCP研修会参加施設数	66 施設	66 施設	200 施設
地産地消推進店登録店舗数	241 店(H24)	426 店	400 店(H29)
肥料成分不足・違反点数違反割合	0%	3.1%	0%
動物用医薬品販売の違反件数	2 件	0 件	0 件
食品衛生施設の監視指導率	100%	113.0%	100%
食品検査率	100%	99.8%	100%
かき処理場等の監視指導率	100%	82.1%	100%
食品表示適正店舗数の割合	99.3%	98.7%	100%
食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数	8 回	11 回	20 回
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%	100%
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	123%	100%
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%	100%
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	152%	100%
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%	100%
学校給食の放射性物質検査計画に対する実施率	100%	100%	100%
食関連情報ウェブサイト食材王国みやぎ ホームページアクセス数	340,940 (H25)	392,256	400,000 (H28)
県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる 消費者モニターの割合	37.2%	43.2%	70.0%
学校給食の地場野菜等の利用品目の割合	28.0%	28.5%	40.0%
宮城米を使用した米飯給食率	100%	100%	100%
「地域の食と農の相談窓口」相談件数	64 件	57 件	150 件
みやぎ食育コーディネーターによる食の 安全安心に配慮した食育推進活動への参加人数	458 人	760 人	1,000 人
消費者モニターの活動（延べ参加）率	81%	78%	85%
食の安全安心取組宣言者数	2,992 者	2,972 者	3,200 者
各種講習会の参加者数	663 人	1,005 人	1,000 人
地方懇談会の開催回数	8 回	15 回	14 回

V 平成28年度の施策の実施状況に対する推進会議の評価

評価	A 達成している	10項目
	B 概ね達成している	8項目
	C 達成していない	0項目

大分類	中分類	小分類	評価
安全で安心できる食品供給の確保	生産及び供給体制の確立	生産者の取組への支援(施策1~4)	B
		安全安心な農水産物生産環境づくり支援(施策5~7)	A
		事業者に対する支援(施策8~9)	B
		震災等からの復興に向けた支援(施策10~12)	A
	監視指導及び検査の徹底	生産段階における安全性の確保(施策13~16)	A
		流通・販売段階における安全性の確保(施策17~20)	B
		食品表示の適正化の推進(施策21~23)	B
		食品の放射性物質検査の継続(施策24~26)	A
食の安全安心に係る信頼関係の確立	情報共有及び相互理解の促進	情報の収集, 分析及び公開(施策27~28)	B
		生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進(施策29~31)	B
		放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進(施策32~34)	A
	県民参加	県民総参加運動の展開(施策35~37)	B
		県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映(施策38~39)	B
食の安全安心を支える体制の整備	体制整備及び関係機関等との連携強化	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進(施策40)	A
		みやぎ食の危機管理基本マニュアル等(個別のマニュアルを含む)による迅速な対応(施策41)	A
		食の安全に関する調査・研究の充実(施策42)	A
		食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実(施策43)	A
		国, 都道府県, 市町村, 関係団体との連携(施策44)	A